

## 東浦町一時的保育事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東浦町立保育所条例（昭和62年東浦町条例第9号）及び東浦町立保育所管理規則（昭和62年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、保護者の労働、疾病、その他の理由による断続的又は一時的な保育に対する需要に対応するため一時的保育事業（以下「事業」という。）を行なうことにより、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (一時的保育の種別及び利用条件)

第2条 一時的保育の種別及び利用条件は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。

#### (1) 非定型保育

保護者の就労、職業訓練又は就学により1日当たり4時間以上断続的に保育が必要である場合

#### (2) 緊急保育

保護者の傷病、親族の看護、療育施設等への通所、冠婚葬祭その他の社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする場合

#### (3) リフレッシュ保育

保護者の育児疲れの解消その他の私的な理由により、一時的に保育を必要とする場合

### (対象児童等)

第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもであって、その保護者が同法第20条第1項に規定する認定を受けたもの以外の児童

(2) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されている児童

2 対象児童は、前条の保育の種別のうち、同一月に二つ以上の種別の保育を利用することはできないものとする。

3 対象児童は、同一月に複数の保育園を利用することはできないものとする。ただし、土曜日に非定型保育を利用する場合は、当該土曜日においては、複数の保育園を利用することができる。

### (実施保育所等)

第4条 この事業の実施保育所は東浦町立保育園全園とする。ただし、通常保育の実施に影響があると町長が認める場合は、町長の指定する保育園において事業を実施するものとする。

2 この事業において、受け入れることのできる対象児童の年齢は、それぞれの保育園で行う保育の実施児童の受け入れることのできる対象年齢と同じとする。

3 この事業において、受け入れることのできる対象児童数は、それぞれの保育園の実情に合わせ、それぞれの保育園ごとに町長が1日当たり6名以内（石浜保育園にあっては、12名以内）で決定する。

（保育士の配置）

第5条 町長は、必要に応じこの事業を担当する保育士を保育園に配置するものとする。

（保育期間）

第6条 保育園が対象児童を受け入れることができる期間（以下「保育期間」という。）は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める期間の範囲内で町長が必要と認める期間とする。

- (1) 非定型保育 1月につき15日間
- (2) 緊急保育 1月につき14日間
- (3) リフレッシュ保育 1月につき4日間

2 前項の規定にかかわらず、緊急保育については、町長が保育期間の延長が真にやむを得ないものと認めたときは、必要最小限の範囲内で保育期間を延長することができる。

（保育時間）

第7条 保育園における保育時間は、別表第1の左欄に掲げる保育園の区分に応じ、同表の右欄に掲げる保育時間の範囲内で、町長が必要と認める時間とする。

（実施日）

第8条 この事業の実施日は、月曜日から金曜日までのうち、次に掲げる日（以下「休日等」という。）を除いた日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、非定型保育は土曜日（休日等を除く。）に実施することができる。この場合において、実施することができる保育所は緒川保育園及び石浜保育園とする。

3 第1項の規定にかかわらず、リフレッシュ保育は、通常保育の実施に影響があると町長が認める場合は、実施しない。

（利用手続等）

第9条 この事業の利用を希望する児童の保護者は、別表第2の左欄の保育の種別に応じて、同表の右欄に定める申込期間までに、必要書類を添えて一時的保育利用申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。この場合において、非定型保育にあっては6月ごとに、緊急保育及びリフレッシュ保育は利用月ごとに申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため同項に規定する申込期間に申請書を提出できない場合は、口頭によりこれを行い、利用日に申請書を提出することができる。

- 3 非定型保育の利用を希望する児童の保護者は、第1項に規定する申請書に就労状況を証明する書類を添えて申請しなければならない。
- 4 一時的保育を利用する児童の保護者は、一時的保育（非定型・緊急・リフレッシュ）利用予定表兼実績表（第2号様式）を保育の種別に応じ、別表第2に掲げる申込期間に利用保育園へ提出しなければならない。ただし、非定型保育については、利用月ごとに当該利用月の前月25日までに利用保育園へ提出しなければならない。
- 5 町長は、第1項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、利用の可否を決定し、一時的保育利用決定通知書（第3号様式）又は一時的保育利用却下通知書（第4号様式）により保護者に通知するものとする。
- 6 利用決定を受けた後、利用予定日を変更し、又は利用を取り止めしようとする保護者は、利用日の前日までに一時的保育利用変更・辞退申出書（第5号様式）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため規定の日までに申出書を提出できないとき、又は軽易な変更の場合は、口頭によりこれを行なうことができる。

（利用の解除）

第10条 町長は、第2条各号に規定する利用事由が消滅したと認めたとき、若しくはやむを得ない事由により当該児童の利用を継続することが困難と認めたときは、一時的保育利用解除通知書（第6号様式）により利用の解除を保護者に通知するものとする。

（健康確認）

第11条 この事業の利用を希望する保護者は、児童の健康状態調査書を第9条第1項に規定する申請書に添えて提出しなければならない。

- 2 児童の保護者は、利用当日の児童の健康状態、緊急連絡先、その他この事業の利用に当たって必要となる事項を保育園長に申し出なければならない。

（使用料の徴収）

第12条 町長は、入所した児童の保護者から児童1人につき東浦町立保育所管理規則（昭和62年規則第5号）第13条第2項に規定する使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、非定型保育にあつては各利用月の月末までにその月の利用に係る額を、緊急保育及びリフレッシュ保育にあつては各利用日にその日の利用に係る額をそれぞれ徴収するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定にかかわらず、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、改正後の東浦町一時的保育事業実施要

綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の東浦町一時的保育事業実施要綱（以下「新要綱」という。）別表第1藤江保育園の項の規定にあつては平成28年4月1日から、新要綱第8条並びに別表第1石浜保育園及び石浜西保育園の項の規定にあつては平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

保育所の名称	保育時間
森岡保育園	午前8時から午後4時まで
森岡西保育園	午前8時から午後7時まで
緒川保育園	午前8時から午後7時まで (土曜日については、午前8時から午後6時まで)
緒川新田保育園	午前8時から午後7時まで
石浜保育園	午前8時から午後7時まで (土曜日については、午前8時から午後6時まで)
石浜西保育園	午前8時から午後7時まで
生路保育園	午前8時から午後6時まで
藤江保育園	午前8時から午後7時まで

別表第2（第9条関係）

保育の種別	申込期間
非定型保育	利用希望日の2月前の初日から1月前の25日まで
緊急保育	利用希望日の2月前の初日から利用希望日当日まで（当日希望は、緊急時のみ。）
リフレッシュ保育	利用希望日の1月前の初日から利用希望日の1週間前まで

※ 申込期間の初日又は最終日が第8条に規定する実施日以外の日の場合は、当該日以後において最も近い実施日を初日又は最終日とする。

## 一時的保育利用申請書

年 月 日

東 浦 町 長 殿

保護者 住所 東浦町大字 字 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
電話(自宅) \_\_\_\_\_

一時的保育を利用したいので次のとおり申請します。

ふりがな	.....			利用希望保育園名	
利用児童名 (生年月日)	(男・女) 年 月 日生 (4月1日現在 歳児)			保育園	
利用区分	1 非定型保育      2 緊急保育      3 リフレッシュ保育				
利用理由	就労・疾病・看護介護・冠婚葬祭・リフレッシュ・その他( )				
保育期間 使用料 (記入欄が不足する場合は別用紙に記入)	非定型保育 月～ 月・週 日(利用日は利用予定表のとおり)				
	緊急・リフレッシュ保育	利用日(曜日)	保育時間	使用料	使用料領収日
		年 月 日( )	: ~ :	円	
		年 月 日( )	: ~ :	円	
		年 月 日( )	: ~ :	円	
		年 月 日( )	: ~ :	円	
	: ~ :	【計 円】			
兄弟利用等	在園の兄弟等:		同時利用の兄弟等:		
緊 急 連絡先	氏 名	続柄	住所・勤務先等(電話)		
		父			
		母			
特記事項					

※添付書類

共 通：健康状態調査書・健康保険証（写し）

非定型保育：父母の就労状況を証明する書類・利用月ごとの利用予定表（第2号様式）

※使用料の納付

非定型保育：各利用月の25日まで

緊急保育・リフレッシュ保育：各利用日





## 一時的保育利用却下通知書

番 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

東浦町長



年 月 日付けにて申請のありました一時的保育の利用については、次のとおり却下しましたので通知します。

利用児童名 (生年月日)	( 年 月 日生)
利用保育園名	東浦町立 保育園
利用区分	1 非定型保育      2 緊急保育      3 リフレッシュ保育
却下理由	

## 一時的保育利用 変更・辞退 申出書

年 月 日

保護者 住所 東浦町大字 \_\_\_\_\_ 字 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話(自宅) \_\_\_\_\_

年 月 日付けにて利用の決定を受けた一時的保育の利用を下記のとおり 変更・辞退 しますので申し出ます。

利用児童名 (生年月日)	( 年 月 日生)
保育園名	東浦町立 _____ 保育園
利用区分	1 非定型保育      2 緊急保育      3 リフレッシュ保育
辞退・変更 区分	1 辞退 2 変更 変更日時等  (変更の場合の変更日時等は、利用決定通知書または利用予定表の写しを朱書き訂正したものの添付で可とする。)

## 一時的保育利用解除通知書

番 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

東浦町長

⑩

次のとおり、一時的保育の利用を解除しましたので通知します。

利用児童名 (生年月日)	( 年 月 日生)
保育園名	東浦町立 保育園
利用区分	1 非定型保育      2 緊急保育      3 リフレッシュ保育
解除年月日	年 月 日
解除理由	